

横須賀市児童養護施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童養護施設等に対し、横須賀市児童養護施設等物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の長

(2) ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定するものをいう。以下同じ。）の長

(3) 本市が認定した里親（児童福祉法第6条の4第1項に規定するものをいう。以下同じ。）

(4) 児童養護施設及び乳児院（児童福祉法第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の長

(支援金額)

第3条 支援金の額は、予算の範囲内において、22,000円に令和7年3月7日における施設定員数（暫定定員を定めた場合は、暫定定員数とする。）又は委託児童数（一時保護されている場合を除く。）を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横須賀市児童養護施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、文書により支援金の支給の可否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定

する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者があるときは、当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した支援金に係る第6条及び第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

横須賀市児童養護施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

横須賀市児童養護施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記の通り申請し、支援金を請求します。

なお、支援金は、下記金融機関口座へ振り込み願います。

記

1 申請者

住所	
法人名	
施設名	
役職・代表者氏名	
施設区分	

2 支援金申請（請求）額

円

3 支援金振込先

金融機関名		支店名	
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

本件責任者（氏名）

電 話

担 当 者（氏名）

電 話